

このコーナーでは、市の環境に関する取り組みや、
くらしに役立つ情報を紹介します。

○ Sustaina には、「持続可能な〜」という意味を込めています。



ご家庭から出た生ごみを小さくし、 臭気を抑えるための『生ごみ処理容器等』の 購入費用・レンタル費用の一部を補助しています

●補助対象品および補助額について

【補助対象品】

■生ごみ減量化機器（電動生ごみ処理機など）

- ・ 上限 20,000 円で、購入またはレンタルにかかる費用の 2 分の 1 以内（1,000 円未満切り捨て）
- ・ 1 世帯あたり、1 基を限度とします。



■生ごみ処理容器（コンポストなど）

- ・ 上限 3,000 円で、購入またはレンタルにかかる費用の 2 分の 1 以内（1,000 円未満切り捨て）
- ・ 1 世帯あたり、2 基を限度とします。

※レンタルの場合、レンタル期間にかかわらず費用にかかる補助申請は 1 回のみ

※補助対象となるレンタル費用は、申請の属する年度に支払った費用のみ

※レンタル解約時の違約金は補助の対象外となります。



（計算例）電動生ごみ減量化機器をレンタルした場合

年度内に支払った費用：31,200 円（月額 2,600 円 × 12 か月分）

補助額：15,000 円（31,200 円 × 1/2 = 15,600 円 ※ 1,000 円未満切り捨て）

●補助対象者について

- ・ 市内に住所を有し、対象年度内に生ごみ減量化機器又は生ごみ処理容器を住所地に設置した方
- ・ 市税に未納がない方

●申請方法について

生ごみ減量化機器や生ごみ処理容器の購入またはレンタルした場合は、次の書類を添えて所定様式により、「資源循環課」または各支所の「地域課」に申請してください。

（添付いただく書類）

- ・ 領収書または生ごみ減量化機器や生ごみ処理容器の購入またはレンタルを証する書類（購入した方またはレンタルした方の氏名、購入額またはレンタル額が記載されているもの）
- ・ 製造元、商品名、機種番号などを確認できる書類（保証書など）

申請書類は市ホームページから
ダウンロードできます



詳しくはこちら



問・申 資源循環課（内線 129）・笠間支所地域課（内線 72115）・岩間支所地域課（内線 73115）